

# 奨学金返済支援事業補助金



奨学金を返済している方に年間で最大24万円を補助します！

## ◎目的

UIJターンにより高山市内の事業所に就職した若者に対して、奨学金返済支援事業補助金を支給することにより、将来の高山市を担う若者の地元への就職・定住を促進します。

## ◎対象者

以下の要件を全て満たす方が対象となります。

- ① 奨学金を返済中の方
- ② 高山市外から高山市へ住民登録地を移した方【※1】
- ③ 高山市内の事業所【※2】へUIJターン就職した日が35歳未満の方
- ④ ②, ③のいずれか早い日から1年経過していない方【※3】
- ⑤ 公務員の場合、会計年度任用職員や任期付職員等の方（正規職員は対象外）

### 【※1】

市内に住民登録をしたまま、市外の学校などに就学または事業所に就職・就業していた方は、市外に居住していたことが証明できるもの（卒業証明書など）が必要となります。

### 【※2】

高山市外に本社を有する事業所のうち、人事異動に伴い市外への転勤が想定される事業所を除きます。

### 【※3】

学卒者（中退含む）は卒業・中退した日から3年を経過しておらず、市内の事業所に就職・就業した日から1年を経過していない方。

## ◎支援内容

奨学金の返済金額に対して年額**24万円**を限度に助成します。

令和3年度は、補助対象期間が**最大4年間**となります。

※補助対象期間を令和4年度は最大3年間、令和5年度は最大2年間、令和6年度は最大1年間と段階的に縮小し、令和7年度末をもって制度を終了します。

奨学金の返済実績を確認のうえ、半年に一度補助金を交付します。

## ◎申請方法

以下の書類を雇用・産業創出課窓口へお申し込みください。

- 交付申請書
- 奨学金の貸与内容及び返済内容の分かる書類の写し
- 離職票又は履歴書、卒業証明書（卒業証書可）の写しなど